

用語解説(案)

○石綿(アスベスト)

大気汚染防止法施行令(昭和 43 年政令第 329 号)第 2 条の 4 に特定粉じんとして規定されている。纖維状の鉱物で、蛇紋石の群に属する纖維状のけい酸塩鉱物(クリソタイル[白石綿])、角閃石の群に属する纖維状のけい酸塩鉱物(アモサイト[茶石綿])、クロシドライト[青石綿])、トレモライト、アクチノライト、アンソフィライト)をいう。

○吹付け石綿

石綿、ロックウール等にセメント等の結合材を一定量混入し、水を加え、鉄骨・壁・天井等の防耐火・吸音性能等を確保するために吹付け施工されたもの。

○特定建築材料

大気汚染防止法施行令第3条の3に規定されている。

- ・吹付け石綿
- ・石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(吹付け石綿を除く。)

○特定粉じん排出等作業

大気汚染防止法施行令第3条の4に規定されている。

- ・特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)を解体する作業
- ・特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

○特定工事

大気汚染防止法第18条の15に規定されている。特定粉じん排出等作業を伴う建設工事。

○都道府県等

都道府県及び特定粉じんに関する規制に係る事務を行う大気汚染防止法施行令第13条に規定されている市。(政令指定都市、中核市、一部の特例市及び一部の一般市。129市(平成24年10月現在))

○発注者

建築物その他の工作物の解体・改造・補修工事を他の者から請け負わいで注文する者。

○施工業者

石綿が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を注文者から請け負う者。

○建設業者

土木工事、建築工事等(解体、改造、補修等を含む。)の建設業を営む者。

○作業基準

大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚・通令第1号)第16条の4、同規則別表第7に規定されている。

- ・掲示板の設置:表示事項は、届出年月日、届出者の氏名又は名称、実施期間、作業の方法、現場責任者等。
- ・作業の方法:解体又は改造・補修の作業の種類毎に規定。(別表第7)

○セキュリティルーム

隔離した作業場への作業員の出入り、資機材及び廃棄物の搬出入に伴い、石綿粉じんが外部へ漏洩することを防ぐために設置するものをいう。

○集じん・排気装置

大気汚染防止法施行規則別表第7第1号口に規定されている。作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格(JIS) Z4812に定めるHEPA フィルタ(超高性能微粒子フィルター(High Efficiency Particulate Air Filter)の略称で、 $0.30 \mu m$ の粒子の捕集効率が99. 97%以上のもの。)を付けた装置。

○特定粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令第3条の2、同令別表第2の2に規定されている。石綿を含有する製品の製造の用に供する施設。

○敷地境界基準

大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の5において、特定粉じん発生施設に関する基準として規定されている。特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準。

○特定建築材料以外の石綿含有建材

大気汚染防止法施行令第3条の3に規定されている、①吹付け石綿、②石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(吹付け石綿を除く。)以外の石綿を含有する建材。(成形板等)

○付着物

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則第2条に規定されている。建築物等に用いられた特定建設資材に付着した石綿、その他のもの(吹付けロックウール等)をいう。